

(別紙)

じん臓機能障害の障害認定基準等の見直しに関するQ & A

問1 認定基準の適用について、平成30年3月に作成された診断書・意見書をもって同年4月以降に申請がなされる場合など、改正前と改正後のいずれの認定基準によって判断すれば良いか。

(答)

申請日ではなく、診断書・意見書の作成日をもって改正前／改正後の認定基準の適用を判断することとする。すなわち、平成30年3月31日までに作成された診断書・意見書を添付して申請がなされた場合については、改正前の認定基準によることとし、平成30年4月1日以降に作成された診断書・意見書を添付して申請がなされた場合については、改正後の認定基準によることとする。

問2 血清クレアチニン濃度、内因性クレアチンクリアランス値及びeGFRの3つの指標の中で、より上位の等級に認定ができる指標が選択されると考えられるが、問題ないか。

(答)

じん臓機能障害の認定基準については、内因性クレアチンクリアランス値又は血清クレアチニン濃度のいずれかが認定基準に該当すればその等級に認定できる。

3級、4級については、eGFRが身体障害者診断書・意見書に記載されていれば、血清クレアチニン濃度が要件を満たさなくても、eGFRでの認定も可能である。

問3 eGFRの指標は、身体障害者診断書・意見書の書式のどこに記載すればよいか。

(答)

eGFRの指標は、身体障害者診断書・意見書の中のその他参考となる検査所見欄等に記載されることを想定している。